

お知らせ

中国地方整備局での建設コンサルタント業務等 における新たな低入札対策について

中国地方整備局では、低入札による建設コンサルタント業務等について業務成果の品質を確保するために、従来からの6つの対策を行っていましたが、新たに管理技術者等の手持ち業務量の制限を強化することとしました。

これに伴い、従来の対策のうち入札参加制限は取りやめることとしました。

問い合わせ先

企画部 技術管理課

建設専門官 宮武 (Tel 代表 082-221-9231)

中国地方整備局の低入札対策の取り組み

業務成果品の品質を確保するため、管理技術者等の手持ち業務量の追加対策を実施する。

(適用時期:平成22年4月1日以降に契約する業務) ※入札参加制限は取りやめ、新たに手持ち業務量制限を追加する。

平成21年4月1日以降の対策

対象業務: 予定価格10百万円超の価格競争入札

① 入札参加制限
(現地作業の安全を確保するための対策)

・適用除外業務 : プロポーザル方式

② 第三者による照査の義務付け
(適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

・成果品に第三者による照査の責任に起因する粗雑業務があった場合は、第三者指名停止等の措置を行う。

③ 条件明示の明確化
(適切な入札価格を算定するための対策) 【全国統一実施事項】

④ 指名審査基準の減点評価
(低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策)

・成績評定の変更 : 70点未満
・対象期間の変更 : 当該業務の完成日から1年間、

⑤ 低入札調査における追加資料の提出
(適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

・著しい低入札を行った企業について、通常の入札で求める資料に加え入札価格の詳細な内訳書の提出を求める。(職階別の歩掛、労務単価が分かるもの(労務単価の証明ができる給与明細書等を添付))

⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化
(適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付け
・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付け
・設計業務等における現地調査は、管理技術者自ら実施することを義務付け

取りやめ

継続実施

平成22年4月1日以降の対策

① 入札参加制限
(現地作業の安全を確保するための対策) 【取りやめ】

・平成21年度適用していた業務は当初契約期限まで継続して実施する。

② 第三者による照査の義務付け
(適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】
【全国統一実施事項】

③ 条件明示の明確化
(適切な入札価格を算定するための対策) 【継続実施】
【全国統一実施事項】

④ 指名審査基準の減点評価
(低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策) 【継続実施】

⑤ 低入札調査における追加資料の提出
(適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】
【全国統一実施事項】

⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化
(適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】
【全国統一実施事項】

⑦ 手持ち業務量制限
(適切な品質を確保するための対策) 【追加対策】
【全国統一実施事項】

・適用業務: 予定価格が10百万円超の競争入札方式及びプロポーザル方式による業務

・手持ち業務に低入札業務がある場合、手持ち業務量の制限を強化する。

(4億円、10件→2億円、5件)

追加対策

中国地方整備局の低入札対策の取り組み (管理技術者等の手持ち業務量の制限等について)

●管理技術者等の手持ち業務量の制限

・平成22年4月1日以降に契約を行う予定価格が10百万円を超えるプロポーザル方式及び価格競争入札方式による業務

◆入札参加条件及び業務履行期間中の手持ち業務量制限

手持ち業務の状況	入札参加条件	業務履行期間中
手持ち業務に低入札による受注業務が ない 場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【4億円、10件】※	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【4億円、10件】※
手持ち業務に低入札による受注業務が ある 場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【2億円、5件】※	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【2億円、5件】※

※業務によって異なる場合がある。

◆業務履行中に手持ち業務量の制限を超えた場合

